

こんの病院ヘルパーステーション訪問介護事業所

指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人 完光会 今野病院が開設する指定訪問介護事業所「こんの病院ヘルパーステーション」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な訪問介護〔介護予防訪問介護〕を提供することを目的とする。

（指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 こんの病院ヘルパーステーション
- 2 所在地 大牟田市末広町5番地2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤職員1人）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 サービス提供責任者 1人（常勤職員1人）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画〔介護

予防訪問介護計画〕の作成等を行う。

3 訪問介護員 5人（常勤職員0人、非常勤職員5人）

訪問介護員は、訪問介護〔介護予防訪問介護〕の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14日、15日と12月31日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 8時00分から18時30分までとする。日曜日は、状況に応じて対応する。

（訪問介護〔介護予防訪問介護〕の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護（介護予防訪問介護）の内容は次のとおりとし、指定訪問介護（介護予防訪問介護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護（介護予防訪問介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- 2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - (1) 介護予防訪問介護費（Ⅰ）…1週に1回程度
 - (2) 介護予防訪問介護費（Ⅱ）…1週に2回程度
 - (3) 介護予防訪問介護費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合
- 3 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護〔介護予防訪問介護〕に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

 - (1) 事業の実施地域を越えてから、片道 1kmにつき 10円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、大牟田市、荒尾市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第9条 事業者は、利用者に対する訪問介護員等の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する訪問介護員等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待防止に関する事項）

- 第 10 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策）

- 第 11 条 ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。
- （1）職場において行われるハラスメントにより、訪問介護の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- （2）カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- （3）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- （4）相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

（業務継続計画の策定等）

- 第 12 条「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、業務継続計画の作成に努めます。
- 2、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う研修の実施に努めます。
- 3、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの

演習等の訓練（シミュレーション）を実施するよう努めます。

（苦情に対応する対応方針）

第13条 事業者は、訪問介護員等が提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
- 3 職員は退職後、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 4 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)虐待防止に関する研修 年1回
- (3)権利擁護に関する研修 年1回
- (4)認知症ケアに関する研修 年1回

- 2 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定訪問介護）を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人完光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 8 月 1 日から施行する

平成 20 年 6 月 1 日から施行する

平成 24 年 7 月 1 日から施行する

平成 25 年 1 月 21 日から施行する

平成 29 年 12 月 1 日から施行する

令和 1 年 10 月 1 日から施行する

令和 3 年 4 月 1 日から施行する

令和 6 年 4 月 1 日から施行する

令和 6 年 11 月 1 日から施行する